

補助金等の概要について

1 補助金・交付金とは

法的根拠

地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」

【補助金】

一般的には特定の事業や研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に支出するもの。

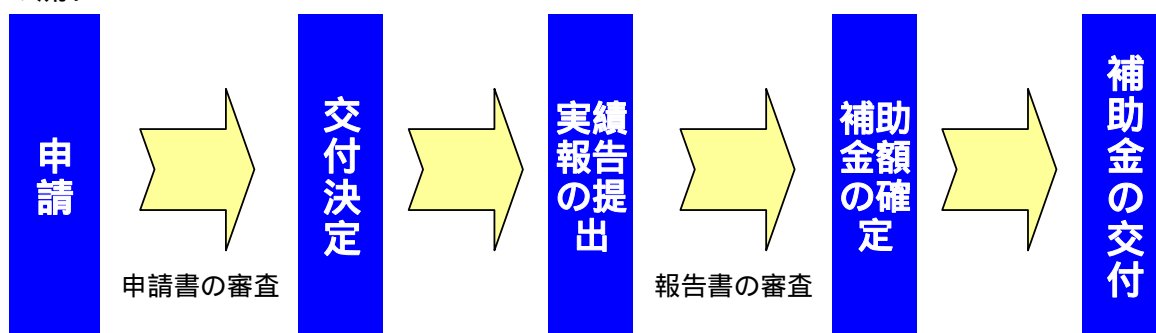
【交付金】

法令または条例、規則等により、団体等に対して地方公共団体の事務を委託等している場合において当該事務処理の報償として支出するもの。

2 交付の根拠・手続き

補助金は、目的、対象経費、金額や申請、決定、実績報告等の手続きを定めた規則・要綱等を根拠に交付される。

<基本の流れ>



3 補助金の主な活用事例（現状）

(1) 事業補助

事業補助とは、市が公益上必要と認める特定の事業や活動を助長・奨励するために、その経費の一部又は全部を補助するもの。<次の 事業に対し～補助する>

(例)

太陽光発電設備導入補助

地球温暖化対策の一環として、太陽光発電設備を導入した市民へ設備費を補助

耐震対策推進事業補助

地震に対する安全性向上のため、建築物や住宅の耐震診断・改修時にその費用を補助

企業立地補助

新たな企業等の立地促進と市内企業の事業活動を支援するための奨励金を補助

(2) 団体補助

団体補助とは、公益上その活動が必要であると認めた団体に対して、運営費等を補助するもの。<次の (関係) 団体に対し～補助する>

(例)

[社会福祉] 茨木市民生委員協議会、 茨木市身体障害者福祉協会

[社会教育] 茨木市合唱連盟、 茨木市美術協会、 茨木市体育協会

[消費生活] 茨木市消費者協会、 茨木市中央生活学校

団体補助的性格の強い事業補助

団体を指定し、その団体が行う事業（運営費を含む場合もある）に対し補助するもの。

< (関係) 団体が行う次の 事業に対し～補助する>

4 補助金・交付金の予算措置と執行状況

(1) 予算措置状況

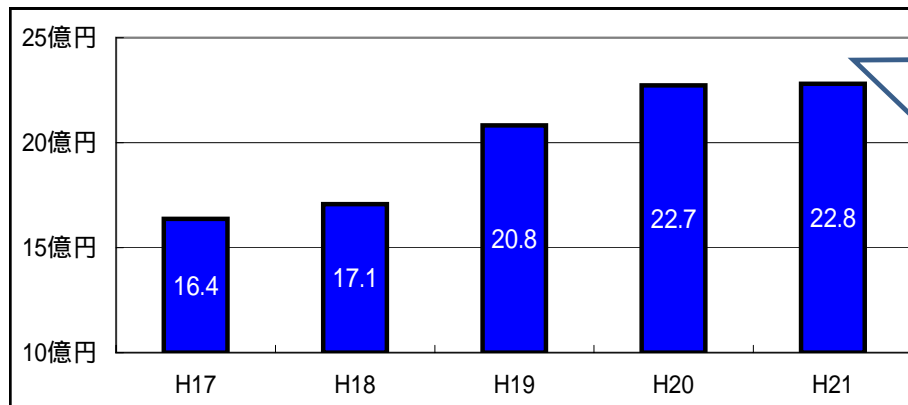
・ 予算額 25.4 億円 (平成22年度)

(民生費 15.0 億、教育費 5.3 億、商工費 4.1 億、労働費 0.2 億 ほか)

(2) 執行状況

決算額 22.8 億円 (平成21年度)

補助金・交付金の決算額の推移



・ここ数年、決算額が増加している要因として、公立保育所の民営化による運営費補助金の増加や私立幼稚園園児の保護者の負担軽減を図る保護者補助金の増額等があげられる。

歳出総額に占める割合 2.9% (平成21年度 22.8億円/794.1億円)

(3) 主な項目<21年度決算額 22.8億円の内訳>

補助金 22.3 億円

(私立保育所運営 8.8 億、企業立地 2.9 億、私立幼稚園児等保護者 2.3 億、

私立幼稚園就園奨励費 1.7 億、簡易心身障害者通所授産施設 1.6 億、地域子育て支援事業 0.9 億ほか)

交付金 0.5 億円

(特色ある学校づくり推進 0.2 億、政務調査費 0.2 億、家庭保育助成 0.1 億ほか)

(資料) 補助金・交付金の項目一覧 (年度別予算額)